

2016 年 JAPAN CUP 公式規則

第 1 章 総則

第 1 条 (大会の運営)

1. 2016 年 JAPAN CUP 国際法模擬裁判大会（以下、「本大会」）の運営は、国際法学生交流会議執行委員会（以下、「執行委員会」）が行う。
2. 国際法学生交流会議の規則、組織、人事、予算等は、国際法学生交流会議規則が定める。

第 2 条 (裁判の構成)

裁判は、書面陳述（以下、「書面」）と口頭弁論（以下、「弁論」）からなる。

第 2 章 問題文及び補足説明

第 3 条 (問題文)

1. 問題は日本語で作成する。
2. 問題の公表は、執行委員会が行う。
3. 主催者はその裁量により、大会に必要な範囲で問題に関する補足説明を行い、公表することができる。

第 3 章 参加及び資格

第 4 条 (チームの資格)

1. チームは、国際法学生交流会議規則第 6 条に定める国際法模擬裁判大会の会員（以下、「会員団体」）より 1 つのみ参加できる。
2. 会員団体については、国際法学生交流会議規則第 6 条に従うものとする。

第 5 条 (チームの構成)

1. 各チームは、弁論者 4 名以内で構成されるものとする。但し、原告及び被告それぞれ 1 名の補佐人を伴うことができる。
2. 同じチームの原告及び被告が同一の法廷で対戦することはない。

第6条（チームメンバーの資格）

チームメンバーは、学士号を持たない大学在学者に限る。

第7条（準備作業）

1. 書面の執筆と弁論の準備については、会員団体の者のみで行うものとする。但し、第2項の範囲内での指導を受けることを妨げない。
2. 教員及び大学院在学者等、各チームを指導する立場にある者は、学生の自主性を損なうような指導を行ってはならない。
3. 前二項の規定にかかわらず、新規参加チームの指導にあたる者は、学生の自主性を著しく損なわない範囲で必要な指導を行うことができる。
4. 本条の適用上、新規参加チームとは、過去4年の間、本大会に参加していない会員団体より参加するチームを指す。但し、一度新規参加チームの要件を満たしたチームは、3年の間その資格を有する。

第4章 参加登録

第8条（参加登録）

1. 本大会への参加を希望するチームは、チームとしての参加登録を行わなければならない。登録期限は、別途通知する。
2. 本大会への参加を希望するチームは、本条第1項の参加登録の際に参加登録費を支払わなければならない。参加登録費用及びその期限は別途通知する。

第9条（弁論者及び補佐人の登録）

1. 本大会への参加を希望するチームは、弁論者及び補佐人名簿を、別に定める期日までに執行委員会に提出しなければならない。
2. 登録後、弁論者及び補佐人の変更は認めない。弁論者又は補佐人を、前項の規定により提出された名簿に登録されていない者に変更すること、並びに当該名簿に登録された弁論者の弁論順序を変更することは、弁論者及び補佐人の変更とみなす。但し、当該名簿の提出後にやむをえない事由で弁論者及び補佐人を変更しなければならない場合には、チームの代表者は大会開始前に速やかに執行委員会に届けるものとする。
3. 前項の規定は、補佐人が弁論者の代わりに弁論することを妨げるものではない。但し、補佐人が弁論する場合には大会開始前に速やかに執行委員会に届けるものとする。
4. 前項の違反については、第39条の2に定める弁論の罰則によって個人弁論素点から減点する。

第10条（チームナンバーの付与）

参加チームの登録後、それぞれのチームには、チーム識別のためのチームナンバーが割り振られる。

第11条（対戦チームの決定）

対戦チームは、第14条にもとづく書面の提出後、本規則とは別個に行われる抽選により決定するものとする。

第5章 裁判官

第12条（裁判官の依頼手続及び資格）

裁判官の依頼に関する手続は、附属書でこれを定める。

第13条（組み合わせの制限）

次の各号に例示するような事情がある裁判官は、それが不公平な結果をもたらすおそれがある場合、原則として予選弁論ラウンドにおいて、裁判官として審理に加わることはできない。

1. 審理する法廷において、弁論する大学がその裁判官の出身大学である場合
2. チームメンバーと過度な関わりをもつ場合

第6章 書面

第14条（書面の提出）

1. 本大会に参加するチームは、書面を提出しなければならない。
2. 提出期限及び提出先については、別途通知する。

第15条（書面の提出方法）

1. 各参加チームは、原告及び被告の印字書面を郵便によって提出するものとする。それぞれの部数は別途通知する。
2. 前項に基づく提出に加え、各参加チームは電子メールにより、書面の電子ファイルを提出しなければならない。書面の提出先は別途通知する。

第16条（電子ファイルの満たすべき条件）

第15条2項に基づき提出される電子ファイルの内容は、次に掲げる各号の要件を満たすものとする。

1. ファイルの形式は、Word (.docx)とすること
2. 表面に、次に掲げる2項目を記載していること
 - a) 2016年 JAPAN CUP 国際法模擬裁判大会の書面であること
 - b) チームナンバー
3. ファイルには、チームナンバーを除くほか、大学名及び作成者名等作成したチームが識別できるような記録が残らないこと、並びに問題に用いられていない個人名が記載されていないこと

第17条（書面の形式）

書面は、次に掲げる各号の条件を満たす形式のものとする。

1. A4版横書きで、読みやすいもの。
2. 日本語で書かれていること。
3. 大学名若しくは問題に用いられていない個人名が記載されていないこと。
4. 理由付け（本文）については、1ページあたり注を含めて30行以内（1行あたり35字以内）とし、且つ半角の数字及び欧字は1/2字に数えるものとする。

第18条（書面の構成）

書面は、次に掲げる各号の項目及び順序で構成される。

1. 表紙
 2. 目次
 3. 事実の要約
 4. 請求の内容
 5. 理由付け（要約）
 6. 理由付け（本文）
- 但し、注を含めて10ページ以内（35×30×8字以内）とする。
7. 引用文献一覧（判例を含む。文献の対応ページを書くことを要しない）

第19条（書面の表紙）

書面の表紙は、次に掲げる各号の要件を満たすものとする。

1. 表紙に用いられている言語が、日本語及び英語であること。
2. 紛争当事国の国名の英語表記が、次の通りであること。

Applicant: Asteria

Respondent: Ratona

3. 原告書面の表紙については赤色、被告書面の表紙については青色であること。
4. 書面を作成した大学及び個人名が識別できないこと。
5. 2016年 JAPAN CUP 国際法模擬裁判大会の書面であることが明記されていること。
6. 両紛争当事国名及び原告及び被告いずれの書面であるかが明記されていること。
7. チームナンバーが明記されていること。
8. 事務処理及び書面裁判官の審査に於いて、妨げとならないこと。
9. 本規則最終頁の表紙例に示す部分がホッチキスを用いて止められていること。

第 20 条 (著作権)

提出された書面の著作権は、執行委員会に属する。

第 7 章 弁論

第 21 条 (法廷の構成)

1. 弁論の行われる法廷は、裁判長 1 名と 2 名以下の裁判官により構成される。
2. 裁判長及び裁判官は、執行委員会が委嘱する。
3. 各法廷には、執行委員会が任命したタイムキーパー 1 名及び廷吏 1 名をおく。
4. 執行委員会は、本規則の解釈等について裁判官を補佐する者若干名を、必要に応じて、各法廷に置くことができる。なお、裁判官を補佐する者には、タイムキーパー及び廷吏が含まれる。

第 22 条 (タイムキーパー)

タイムキーパーは、弁論者が第 1 声を発した時点より、時間の計測を開始する。タイムカードの進行は国際基準に従って行う。

第 23 条 (使用言語)

法廷での弁論及び質問は日本語で行う。

第 24 条 (弁論の順序)

弁論は、原告の主弁論、被告の主弁論、原告の反論、被告の再反論の順で行うものとする。

第 25 条（主弁論）

主弁論で弁論できるチームメンバーの人数は、1 チームにつきのべ 2 人以下とする。また、原則として 1 人の弁論者が予選ラウンドにおいて 3 回以上の弁論をすることは認めない。

第 26 条（反論及び再反論）

1. 原告又は被告の弁論者が 2 人で構成される場合であっても、反論又は再反論は、弁論者の 1 人がこれを行うものとする。
2. 反論は、被告が行った主弁論に対するものでなければならず、新たな主張を行ってはならない。
3. 再反論は、原告が行った反論に対するものでなければならず、新たな主張を行ってはならない。

第 27 条（弁論の時間）

1. 弁論の時間は、原告、被告それぞれ、主弁論と反論（再反論）を合わせて 30 分以内とする。但し、裁判長は、原告及び被告それぞれに対して、主弁論につき、5 分を越えない範囲で延長を認めることができる。反論及び再反論における延長は認められないものとする。
2. 1 人の弁論は、主弁論と反論（再反論）を合わせて 20 分以内とする。但し、裁判長により認められた延長の時間は、これを含まない。また、弁論者が 1 人の場合には、30 分以内とする。
3. 原告（被告）は、反論（再反論）のために、あらかじめ裁判長に申請して、持ち時間中 5 分以内を留保することができる。

第 28 条（弁論者の義務）

弁論者は、次に掲げる各号の事項を遵守しなければならない。

1. 弁論者は、独力で弁論しなければならない。弁論している間は、他人と口頭又は文書で連絡してはならない。
2. 原告席及び被告席に着席している者は、互いに、口頭で連絡してはならない。
3. 原告席及び被告席に着席している者は、それ以外の者と、一切の連絡をとってはならない。
4. 主弁論の内容は、書面の内容と著しく離れてはならない。

第 29 条（法廷の傍聴）

各法廷において、原則として録音や撮影及び電子機器の使用を一切禁止する。但し、各法廷において執行委員会は試合の録音及び撮影をすることができる。なお、録音及び撮影し

たファイルの著作権は、執行委員会に属する。

第 8 章 進行手続

第 30 条（予選）

1. 予選の試合数は 2 回とし、参加チームの中から準決勝に進出する上位 4 チームを決定する。
2. 各チームの原告及び被告双方が、それぞれ 2 度弁論を行い、チームの総合得点により順位を決定する。

第 31 条（準決勝）

1. 準決勝は、総合得点が高い上位 4 チームにより行う。
2. 準決勝においては、進出チームのうち総合得点によって決せられる予選ラウンドにおける順位が 1 位と 4 位、2 位と 3 位のチームがそれぞれ対戦するものとする。同順位に複数のチームが存在する場合には、総合書面得点により順位を決定する。原告及び被告の選択権は、1 位と 2 位のチームに与えられる。
3. 準決勝に出場する弁論者 2 名以内及び補佐人 1 名以内については、第 8 条ないし第 9 条に基づき登録された、第 5 条 1 項上の進出チーム構成員 6 名以内の中から自由に選出することができる。
4. 準決勝は、2 勝利ポイント以上を獲得したチームを、勝ちとする。勝利ポイントは、各裁判官につき裁判官別合計弁論得点の高いチームに 1 ポイントが与えられる。但し、このとき裁判官会議の確認を経ることを要する。なお、総合書面得点及び予選の成績は考慮されない。
5. 準決勝における弁論は、原則として 3 人の裁判官によって審査される。仮に、2 人の裁判官によって審査される場合、2 人の裁判官の裁判官別合計弁論得点の平均点を残り 1 人の裁判官の裁判官別合計弁論得点とする。
6. 準決勝敗退チームのうち、準決勝における弁論得点と総合書面得点の合計点の高い参加チームを総合第 3 位とする。

第 32 条（決勝）

1. 準決勝の各勝利チームは、決勝進出権を獲得する。原告及び被告の選択権は、準決勝における弁論得点の高いチームに与えられる。
2. 決勝に出場する弁論者 2 名以内及び補佐人 1 名以内については、第 8 条ないし第 9 条に基づき登録された、第 5 条 1 項上の進出チーム構成員 6 名以内の中から自由に選出することができる。

3. 決勝においては、過半数の勝利ポイントを獲得したチームを、優勝とする。勝利ポイントは、各裁判官につき裁判官別合計弁論得点の高いチームに1ポイントが与えられる。
4. 決勝における弁論は、3人以上の裁判官によって審査される。
5. 勝利ポイントが同数の場合は、裁判長に更に1ポイントが与えられる。

第9章 得点集計

第33条（書面及び弁論の独立審査）

書面及び弁論は、それぞれ独立して評価の対象となる。

第34条（採点総則）

1. 「得点」は、本章に定める素点から本規則第10章に定める減点を差し引いた点数とする。
2. チームの総合得点は、総合書面得点と総合弁論得点の合計からなる。
3. 総合書面得点は、原告及び被告の書面得点を合算し、それを2倍したものとする。
4. 総合弁論得点は、原告及び被告の弁論得点を合算したものとする。

第35条（書面素点の計算）

1. 原告及び被告の合計書面素点は、各裁判官がそれぞれ審査した書面素点を足したものである。
2. 前項の計算に当たっては、次に掲げる各号による。
 - a) 1書面あたりの裁判官が1人の場合、原告及び被告の合計書面素点は、裁判官の審査した書面素点を2倍したものとする。
 - b) 1書面あたりの裁判官が2人の場合、合計書面素点は2人の書面素点を足したものである。
3. 書面素点は、各裁判官がそれぞれ審査した次に掲げる各号の書面項目素点を足したものである。各採点項目の配点は、10点から25点の整数点とし、その基準点を18点とする。
 - a) （論理構成）事実を把握し、必要な論点を抽出して、一貫した論理を構成する能力
 - b) （法規範）適用可能な国際法に関する知識とその見解
 - c) （証拠）証拠を踏まえ、それを自在に提要する能力
 - d) （徹底性）リサーチ及び論述の徹底性、明解さ

第36条（弁論素点の計算）

1. 用語法
 - a) 原告及び被告の合計弁論素点は、第1弁論者及び第2弁論者の個人弁論素点を足した

ものとする。

- b) 個人弁論素点は、各裁判官が付けた裁判官別個人弁論素点を足したものとする。
- c) 裁判官別個人弁論素点は、裁判官が各弁論者に対してつけた弁論項目素点を裁判官別に足したものとする。
- d) 弁論項目素点は、各裁判官が第 3 項に定める項目ごとに、各弁論者に対して与える素点を指す。

2. 補則

- a) 前項 a 号において、弁論者が 1 人の場合には、原告及び被告の合計弁論素点は、当該弁論者の個人弁論素点の 2 倍とする。
- b) 前項 b 号においては、前条第 2 項を準用する。同条項中「合計書面素点」は「合計弁論素点」と、「書面素点」は「裁判官別弁論素点」とそれぞれ読み替えるものとする。

3. 弁論素点は、次に掲げる各号の項目について審査された素点を指す。配点は、10 点から 20 点の整数点とし、基準点は 14 点とする。

- a) (論理構成) 事実を把握して、必要論点を抽出して、一貫した論理を構成する能力
- b) (法的な知識) 国際法をはじめとする広範な法的知識
- c) (法の事実への適用) 適用可能な国際法の知識とその見解及び証拠を適切に援用する能力
- d) (質問に答える技術) 質問への応答を通しての的確性及び明確性
- e) (弁論態度) 心証をはじめとし、その他、声の大きさ、裁判官とのアイコンタクト等といった、法廷における弁論中の一連の態度

第 10 章 罰則

第 37 条 (書面の罰則)

1. 本規則第 6 章の違反に対する罰則については、次に掲げる各号に定めるとおり合計書面素点から減点するものとする。

- a) 電子ファイルの遅刻(第 14 条違反):1 日遅れた場合は 30 点、2 日遅れた場合は 50 点。3 日以上遅れた場合は失格。
- b) 書面の遅刻(第 14 条違反): 2 日遅れた場合は 30 点、3 日遅れた場合は 50 点。4 日以上遅れた場合は失格。
- c) 書面部数の不足(第 15 条違反): 原告被告併せて 2 部以内の場合 5 点、3 部以上の場合 15 点。
- d) 電子ファイルの不提出(第 15 条違反): 5 点。
- e) 理由付(本文)のページ数超過(第 18 条 6 項違反): 10 点。
- f) 書面の構成の欠落(第 18 条違反): 1 項目につき 10 点。規定された順序に従っていない場合 5 点。

- g) 理由付（本文）の字数及び行数超過（第 18 条 6 項違反）：1 ページにつき、5 点。但し、この号に該当する減点は、最大 15 点までである。
- h) チームの識別及び問題文に使用されていない個人名（17 条 3 項違反）：作成チームを識別できる及び問題文に使用されていない個人名が使用されている場合 5 点。
- i) その他の違反 1 項目につき、一律 5 点。

第 38 条（対戦相手チームの書面に対する違反申請）

1. 書面の違反申請は、本規則第 36 条に違反する事項について、別に定める期間内に電磁的方法により異議の内容及び理由を明らかにして、これを行うことを要する。
2. 書面の違反申請があった場合、少なくとも大会当日までに、異議が認められたか否か、認められない場合にはその理由が代表者に通知されるものとする。
3. 書面提出の遅刻に関して、執行委員会の出した遅刻届に不服がある場合には、配達控え又は郵便局の控えを提出することを要する。

第 39 条（弁論の罰則）

1. 弁論における違反についての罰則は、次に掲げる各号の通りとする。但し、違反の認定に当たっては、当該法廷の裁判官による協議を経るものし、減点の合計は 20 点を超えないものとする。
 - a) 相手チームの弁論を妨害する行為をとった者は、個人弁論素点より 5 点減点とする。
 - b) 本規則第 31 条 4 項に定める書面と弁論の内容連結について、書面に記載していない事項を新たに付け加えた場合のみ、個人弁論素点より 5 点減点とする。
 - c) 法廷開催中において、弁論者同士及び傍聴席とのアイコンタクトや会話等、自チームとの交信をした者は、個人弁論素点より 5 点減点とする。
 - d) その他非紳士的行為について、個人弁論素点より 5 点減点とする。
2. 弁論における対戦相手チームのルール違反については、当日配布される所定の書面に記載し、弁論終了後 10 分以内に、大会本部へ提出することを要する。

第 39 条の 2（事前登録と異なる弁論の罰則）

- 事前登録と異なる弁論に関する違反についての罰則は、次に掲げる各号の通りとする。但し、違反の認定に当たっては、会員団体の代表者との協議を経るものとし、この条の規定による減点と前条の規定による減点の合計は、20 点を超えないものとする。
- a) 第 9 条 1 項の規定により提出された弁論者及び補佐人名簿に登録された弁論者の弁論順序を変更した場合、変更した者の個人弁論素点より 5 点ずつの減点とする。
 - b) 第 10 条 1 項の規定により提出された弁論者及び補佐人名簿に弁論者として登録されていない者に、執行委員会への届出なく、弁論者を変更した場合、変更した者の個人弁

論素点より 10 点減点とする。

第 11 章 賞

第 40 条（弁論の順位）

1. 弁論順位は、弁論者が参加した予選法廷の中で獲得した個人弁論得点の 2 回の合計点により決する。但し、弁論者が 1 回しか弁論をしていない場合、弁論順位はその者の点数を 2 倍したもので決する。
2. 個人弁論については、原告及び被告それぞれ第 1 位から第 3 位までに優秀賞を与える。但し、個人弁論の順位は、原告及び被告それぞれ第 10 位まで発表される。
3. 予選ラウンドでの個人弁論得点の 2 回の合計点が最も高い者には、最優秀弁論賞及び ILSEC 杯を与える。なお、最高得点者が複数名存在する場合には、一法廷の合計得点が最も高い者を最優秀弁論者とする。

第 41 条（書面の順位）

書面の順位は、書面得点の高い順によりこれを決定し、原告及び被告それぞれ第 1 位から第 3 位までに優秀賞を与える。

第 42 条（敢闘賞）

敢闘賞は、参加年数の少ない大学又は参加人数の少ない大学の中で特に優秀な大学に対し執行委員会の選出により与えられる。

第 42 条の 2（参加証の交付）

1. 本大会に弁論者及び補佐人として出場した者に対しては、国際法学生交流会議 (ILSEC) の顧問より参加証が交付される。
2. 出場チームのその他の構成員は、所定の手続に従い参加証の交付を申請することができる。

第 42 条の 3（参加校紹介文賞）

各大学に 1 票の投票権を与え、最多票を獲得した大学に参加校紹介文賞を与える。投票の際、各大学は自校に投票してはならない。また、得票数が同点の場合には、執行委員会に一票の投票権を与える。

第 12 章 最終規定

第 43 条（改正の手続き）

1. 執行委員会がその必要を認めるときは、本規則を改正することができる。
2. 前項の場合、執行委員会は改正案について議決する前に、国際法学生交流会議規則第 5 条 2 項に定める執行委員会と会員団体代表と連絡を取るためメーリングリスト（以下、「ILSEC メーリングリスト」。）を通じて改正案を各会員団体に通知し、意見を聴取するものとする。
3. 各会員団体は、その必要を認めるときは、理由を付した改正案を執行委員会に提出することによって、本規則の改正を執行委員会に要請することができる。
4. 前項の場合につき、本条第 2 項を準用する。
5. 第 3 項に基づき提出された改正案が成立しなかった場合、執行委員会は ILSEC メーリングリストを通じて理由を各会員団体に通知するものとする。
6. 前項の通知に対して不服のある会員団体が全会員団体の過半数を占める場合は、代表する会員団体は、前項の通知から 7 日以内に、執行委員会に対して理由を付して再度の議決を要請することができる。
7. 前項の場合につき、本条第 2 項及び第 5 項を準用する。

第 44 条（改正の成立）

1. 本規則の改正案は、執行委員長、副委員長、及び国際交流委員 2 名の賛成を含む執行委員会の出席委員の 3 分の 2 以上の賛成がある場合に成立する。但し、前条第 6 項に基づいて提出された改正案については、出席委員全員がその改正案に反対する場合に限って不成立とする。
2. 改正された本規則は、速やかに ILSEC メーリングリストによって会員団体に通知する。

第 45 条（改正規則の施行）

改正された規則の施行日は、前条 2 項の通知があった日より起算して 10 日以上後とする。

第 46 条（解釈の一般原則）

本規則及び細則の解釈に疑義ある事項が生じた場合、もしくは定めなき事項について決定する必要が生じた場合には、執行委員会がその解決に当たるものとし、執行委員会の決定が最終的な効力を有するものとする。但し、執行委員会は、解決に当たるに際し、会員団体の意見をできる限り聴取し、できる限り反映するようつとめる。

第 47 条（本規則の施行）

本規則は、2015 年 4 月 27 日から施行する。

2010年6月10日改訂（2条1項、3項（削除）、附属書II（削除））

2011年5月28日改訂（5条、9条、15条、20条6項、30条1項、2項、3項）

2013年3月30日改訂（公式規則名称、旧第1条1項（削除）、旧第2条（削除）、第1条1項、第17条2項a、第20条5項、第33条2項、第33条6項（追加））

2013年6月24日改訂（第45条の3（追加））

2013年4月3日改訂（第46条）

2015年4月16日改訂（第24条、第45条の1、第45条の3、第46条）

※ 書面表紙の例

JAPAN CUP
INTERNATIONAL LAW MOOT COURT COMPETITION
2016

■
■

Asteria
(Applicant)

v.s.

Ratona
(Respondent)

■
■

Team Number : x
Memorial for Applicant (Respondent)

附属書（JAPAN CUP 裁判官依頼に関する手続）

第1条（趣旨）

JAPAN CUP の裁判官の依頼に関する手続は、本附属書の定めるところによる。

第2条（依頼者）

裁判官の依頼は、ILSEC の委員長がこれを行う。

第3条（担当者）

前条に掲げる依頼に関する任務の遂行は、ILSEC の執行委員（裁判官担当）がこれを行うものとする。

第4条（依頼の条件）

①執行委員（裁判官担当）は、次に該当する者の中から順に裁判官を選定し、依頼を行う。

一 国際法を担当する現役の大学教員で、講師（非常勤を含む）以上の者。又はそれに準ずる者。

二 法曹界、又は、官界及び実業界で実務に従事する者。及び、法学を専攻する大学院博士課程の在籍者。選定に際しては、過去の国際法模擬裁判の経験を考慮する。

三 大学院修士課程（専門職学位課程を含む）の在籍者で、過去に国際法模擬裁判の経験がある者。

②裁判官の選定に際しては、過去の引受実績を考慮する。

③本条にいう国際法模擬裁判の経験とは、弁論者及び補佐人として何れかの国際法模擬裁判大会に出場したことを意味する。また、書面の作成への関与も、これに準じて扱うものとする。

第5条（手続）

執行委員（裁判官担当）は、裁判官の依頼に先立ち候補者のリストを作成し、これを顧問に提出した上で意見を求めなければならない。

第6条（附則）

本附属書は、執行委員会の承認を得た 2015 年 4 月 27 日から施行する。

2013 年 3 月 30 日改訂（附属書名称、第 1 条 1 項）